

ジョイフル店舗で障がい者雇用を行つ際は、面接時に店長はもちろんのこと、必ずエリアマネジャーが同席します。そして、ご本人のできること（障がいの詳細）と、実施する業務内容に隔たりがないかを確認。場合によっては作業現場を見てもらったり、擦り合わせを行います。以前は店舗で直接障がい者雇用に携わっていたという山下さんも雇用後に予想される多くのトラブルは“知らなかつた（＝想像とのギャップ）”から起ります。そのため、雇用前にお互いを知ることがとても大切です”といいます。

また、雇用後は、企業・障がい者双方のサポートを行うジョブコーチ（下図参照）も積極的に活用。「障がいの方と照）も積極的に活用。「障がいの方と



## 大切なのは雇用前後のギャップをなくすこと

ジョイフル本社にも障がいのある方が働いており、パソコン入力や電話対応など特性に合わせた業務を行なっています。「障がいを意識して接する社員はありません。長い方が多いので、知識面、作業面共に教えてもらうことの方が多いんですよ。もちろん必要な時はサポートしますが、あくまで同じ社員という感覚

一番近い距離で関わる現場スタッフへの説明や、悩み相談など様々な面で力になつてもらっています」と同じく人事を担当している森本さんも大きな信頼を寄せています。

## 本社と特例子会社の連携で業務を効率化

最後に、「障がい者だからといって構える必要はありません。障がいの特性を理解し、思いやりの心を持って接すれば、全従業員にとって働きやすい職場を作ることができるはずです。障がい者と一緒に働くことで、優しい心が育つた、大切な気づきを得たなど、人として成長できるといつもメリットもあるんですよ」と話してくれた山下さん。障がい者雇用は企業にとっても、従業員にとっても、新たな可能性を拓く第一歩になるのかもしれません。

## 障がい者が新たな可能性を拓く第一歩へ

**業務の効率化を実現**

**ジョイフル**  
メリット  
業務の整理、雑務からの解放

**業務委託**  
事務代行、名刺印刷など

**ジョイフルサービス**  
メリット  
障がい者の業務の確保

です」と森本さん。  
さらに、「本社内」にある障がい者雇用に配慮した特例子会社「ジョイフルサービス（P3参照）との連携によつて双方に様々なメリットが生まれています。



**企業**  
Corporate X on-site  
**現場**

# 株式会社ジョイフル

Corporate data  
〒870-0141  
大分市三川新町  
1丁目1番45号  
TEL:097-551-7131(代表)



社会的責任を果たすために

大分県民であれば誰もが知る「ファミリーレストラン「ジョイフル」も障がい者雇用に力を入れている企業の一つです。現在、ジョイフルグループでは、146名の障がい者が働いており、障がい種別は身体障がい、知的障がい、精神障がいと様々。店舗での洗い物や、掃除、仕込み、盛り付け、本社事務など障がいの特性に合わせた業務に従事しています。

「障がい者雇用は企業が果たすべき社会的責任であると考えています。そのため、早い段階から積極的に取り組んできました」そう話すのは、本社で人事を担当する山下さん。また、人材確保が難しい飲食業界において障がい者は必要不可欠な働き手、“人財”でもあるといいます。

**Memo**

**特例子会社とは**

事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できます。

**特例子会社の詳細**

**関連情報**

新たに特例子会社を設置しようとする事業所を対象とした補助金制度があります。  
**県の補助金の詳細**

**ジョブコーチの活用で、現場の負担を軽減**

私たちがお世話になっているジョブコーチ（職場適応支援者）とは、大分障害者職業センターから派遣される専門員。様々な相談に乗ってくれる心強い存在です。

**ジョブコーチの役割**

- 障がい者が円滑に職場適応できるようにサポート
- 事業主に対して障がい特性などに応じた業務の設定や指導方法等の支援ノウハウを提供

**ジョブコーチを活用するには？**

随時ご相談を受け付けていますので、まずは大分障害者職業センターへお問い合わせください（連絡先は裏表紙を参照）

人事課 森本 祐美さん

元々他県でSDEをやっていたのですが、交通事故が原因で高次脳機能障がいと診断され、身体にも麻痺が残りました。SDEとして続けていくことは難しいと思つたので、地元の大分に戻り、16年前からジョイフルサービスで働いていま

■社宅の火災保険に関する業務  
■保険チラシの発送  
■Googleビジネスプロフィールの  
ジョイフル全店舗の写真チェックなど

## 障がいを受け入れること それが成長の第一歩



### Kさんの担当業務



### 障がい者雇用に関する助成金紹介

**特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)**  
障がい者を雇用する事業主を対象とした助成金です。  
●主な受給要件／①ハローワークなどの紹介により雇い入れること  
②雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること

●助成額／対象期間

対象労働者	助成額		対象期間	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
A 身体障がい者 知的障がい者	50万円	120万円	1年	2年
B 身体障がい者(短時間労働) 知的障がい者(短時間労働) 精神障がい者(短時間労働)	30万円	80万円	1年	2年
C 重度身体障がい者 重度知的障がい者 精神障がい者 45歳以下の身体障がい者 45歳以上の知的障がい者	100万円	240万円	1年 6か月	3年



▲笑顔で電話対応。丁寧な口調を心がけているといいます。

ジョイフルサービスは、2005年に障がい者の雇用促進を目的に設立されたジョイフルの特例子会社です。障がいの特性に合わせてジョイフルの従業員向けの保険代理店業務を行うほか、ジョイフルから様々な業務を受託

必要なのは  
特別扱いではなく配慮

## 特例子会社 株式会社ジョイフルサービス

〒870-0141 大分市三川新町1丁目1番45号  
(ジョイフル本社内)  
TEL.097-555-9195(代表)



しています。

職場の雰囲気もよく、電話対応や、スタッフ間のコミュニケーションもスマートに行われています。「障がいの特性に合わせた配慮を行えば、専門知識が必要な保険業務も十分任せられます。実際に、スタッフは保険資格も取得しているんですよ」そう話すのは佐藤さん。特別扱いは必要ないといい、

「障がい者に対する配慮」には、正解があるわけではありません。障がいの程度も、特性も一人一人違うため、普段の様子をよく観察し、時に不安定になる心に寄り添い、しっかりとコミュニケーションを取ることが大切だといいます。「特に精神障がいの方は波がありますから、いつもと様子が違うなど思えば、声をかけたり、さりげなくフォローを入れるようにしています。他のスタッフが『あの人だけ優遇されている』と不満を感じないように、職場全体で情報を共有することも重要なですね」と佐藤さん。



### 正解がないから、JN 寄り添う心を

普段は自然体で接することを心がけています。

ご主人が障がい者だという鳥居さんは配慮するだけでなく、本人の意思を尊重する」とも大切だと話します。「配慮すぎると、心配をかけさせたな、申し訳ないななど、ネガティブな気持ちにさせてしまつこともあるんです。本人が自力で立ち直れそうな場合は見守つて、ダメだつたら手を差し伸べる。個人的にはそのくらいで十分だと思っています」。特別扱いやルールで縛るのではなく、心に寄り添い、一人一人の特性に合わせた配慮を行う一。障がい者への対応に正解はないといいますが、ジョイフルサービスで生き生きと働く皆さんの姿が『答え』のような気がしてなりません。



▲業務部 鳥居詩津可さん



▲業務部 部長 佐藤恭司さん